

# 役員報酬等及び費用に関する規程

## 第1条（目的）

この規程は、公益社団法人 沖縄県宅地建物取引業協会（以下「本会」という）定款第26条並びに定款施行規則第13条及び「費用弁償旅費及び諸手当支給規程」第2条（6）、同規程第3条に基づき、役員報酬及び費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条（定義）

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号の定めるところによる。

- （1）役員とは、定款第20条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- （2）報酬とは、名目の如何を問わず職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、費用とは明確に区分されるものをいう。
- （3）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊費、食事等の経費をいう。
- （4）本会の役員は、全て非常勤とする。

## 第3条（報酬等の支給）

本会は、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、賞与及び退職手当は支給しない。

## 第4条（報酬額）

役員報酬額は、下記に基づいて支給する。

- |        |             |
|--------|-------------|
| （1）会 長 | 月額 150,000円 |
| （2）副会長 | 月額 120,000円 |

## 第5条（報酬の支給）

報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった積立金等を控除して支給する。

## 第6条（費用）

本会は、役員が職務の遂行にあたって負担した費用は、当該人の請求のあった日から、遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては事前に支払うものとする。この場合、事後の清算は領収書等を添えて遅滞なく行うものとする。

- 2 会長、副会長を除いた役員報酬は下記に基づいて支給する。

- （1）常務理事（専門委員会委員長）  
1日の執務1回当たり 7,500円以内
- （2）総務財務委員長の現金監査手当  
1日の執務1回当たり 3,500円以内
- （3）理 事（専門委員会副委員長）  
1日の執務1回当たり 7,000円以内
- 理 事（専門委員会委員）  
1日の執務1回当たり 6,500円以内

(4) 監 事 (会員・有識者)

1日の執務1回当たり 7, 500円以内 (会員)

1日の執務1回当たり30, 000円以内 (会員外: 税理士等)

第7条 (公表)

本会は、この規程をもって公益法人認定法第20条第2項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

第8条 (改廃)

この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

第9条 (補足)

この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(1) 平成27年5月28日一部改正 同日施行